

# 業種別労働災害発生状況

令和3年(1月～12月末発生分)確定

釧路労働基準監督署

業種別	区分	令和3年(確定)			令和2年(確定)			対前年		業種割合(%)	令和元年(確定)		
		死亡	休業4日以上	合計	死亡	休業4日以上	合計	増減数	増減率		死亡	休業4日以上	合計
全産業合計		1	454	455	(2) 6	469	475	-20	-4.2	100.0	(1) 6	442	448
除く鉱業計		1	453	454	(2) 6	469	475	-21	-4.4	99.8	(1) 6	442	448
製造業			83	83		73	73	10	13.7	18.2		91	91
内 訳	食料品		41	41		38	38	3	7.9	9.0		51	51
	木材木製品		5	5		8	8	-3	-37.5	1.1		5	5
	紙・パルプ					2	2	-2	-100.0			1	1
	窯業・土石		2	2		3	3	-1	-33.3	0.4		3	3
	金属・機器		17	17		5	5	12	240.0	3.7		13	13
	その他		18	18		17	17	1	5.9	4.0		18	18
鉱業			1	1				1		0.2			
土石採取業			4	4		1	1	3	300.0	0.9		2	2
建設業			57	57		75	75	-18	-24.0	12.5	2	58	60
内 訳	土木工事業		15	15		20	20	-5	-25.0	3.3		13	13
	建築工事業		22	22		21	21	1	4.8	4.8	1	25	26
	木造建築業		10	10		21	21	-11	-52.4	2.2		12	12
	設備工事業		10	10		13	13	-3	-23.1	2.2	1	8	9
道路貨物運送業		1	44	45	(1) 2	59	61	-16	-26.2	9.9		45	45
その他の運輸業			23	23		14	14	9	64.3	5.1		6	6
陸上貨物取扱業			1	1				1		0.2			
港湾荷役業			8	8		6	6	2	33.3	1.8		4	4
林業			4	4		7	7	-3	-42.9	0.9		9	9
漁業			23	23	2	27	29	-6	-20.7	5.1	1	31	32
商業(卸・小売)			73	73		53	53	20	37.7	16.0		55	55
接客娯楽業			22	22		10	10	12	120.0	4.8	(1) 2	23	25
清掃業			16	16	(1) 1	28	29	-13	-44.8	3.5		22	22
上記以外の事業			95	95	1	116	117	-22	-18.8	20.9	1	96	97

本統計は労働者死傷病報告書(休業4日以上)及び死亡災害速報により集計したものである。  
死亡欄の( )内は交通事故で内数である。

令和3年 死亡労働災害発生状況

令和4年3月末現在  
釧路労働基準監督署

番号	発生月	業種	災害発生概況	事故の型 起因物
1	3月	道路貨物 運送業	被災者は、会社敷地内において、脚立を使用してトレーラーシャーシに積載されたコンテナ側面のコーキング作業を行っていたところ、脚立から転落し、頭部を地面に打ちつけたもの。搬送先の病院で即日手術が行われ、入院加療を継続していたところ、後日、急性硬膜下血腫により死亡した。	墜落、転落 はしご等

令和2年 死亡労働災害発生状況

番号	発生月	業種	災害発生概況	事故の型 起因物
1	7月	畜産業	被災者は牧草の収穫作業中、ダンプトラックがぬかるみにタイヤを取られたため、ハーベスターによりダンプトラックを牽引していたところ、ハーベスターとダンプトラックの間にいた被災者が挟まれたもの。	激突され トラック
2	8月	道路貨物 運送業	片側一車線の直線道路を家畜運搬車が走行中、対向車のトレーラーが迫っている中で、前方を走行していた乗用車を追い越した。対向車のトレーラーが右にハンドルを切り、トレーラーから見て対向車線にはみ出したところ、家畜運搬車も本来の走行車線に戻ったため衝突し、家畜運搬車の助手席にいた被災者が死亡したものの。	交通事故(道路) トラック
3	8月	漁業	漁港にて複数名で昆布の洗浄作業に従事していたところに、暴走したトラクター・ショベルが突っ込み、複数名がトラクター・ショベルに激突され、その内の1名が地面に倒れた。地面に倒れた被災者の身体の上をトラクター・ショベルが通過したため、死亡したものの。	はさまれ、巻き込まれ 整地・運搬・積み込み用機械
4	9月	漁業	漁船上で海中に網を仕掛ける作業を行っていたところ、被災者が漁船内部のとも(後部甲板)左舷で、投下する網を広げる作業を治具を用いて行っていた際に、とも(開口面)から海中に転落し死亡したものの。船に救命胴衣は積まれていたが、被災者は未着用であった。	おぼれ 水
5	11月	道路貨物 運送業	就業時間中、事務所前に停止していた自家用車を所定の駐車位置に移動させる際、被災者が誤って運転席から転落し、自家用車に轢かれ、救急搬送されたが、翌日死亡したものである。	はさまれ、巻き込まれ 乗用車、バス、バイク
6	12月	清掃業	訪問による古紙回収作業中、訪問先の建屋がある車線の反対車線に車両を停車させ、建屋から車両に古紙を運ぶ作業を行っていたところ、車両から建屋に向かって道路を横断しようとした際に、走行していたトラックに轢かれたもの。	交通事故(道路) トラック

本件事例は脳・心臓疾患等によるものは掲載していません。